

島くらしデジタル化推進基本計画策定業務 公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

本要領は、「島くらしデジタル化推進基本計画策定業務」を委託するにあたり、価格のみならず、専門性、企画力、実施体制、地域理解及び業務遂行能力等を総合的に評価し、本業務に最も適した受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集することを目的とする。本業務は、離島における住民生活の利便性向上及び地域の持続的発展を目的として、医療、教育、行政、産業、福祉、防災等、住民生活全般におけるデジタル活用の方向性を明確化し、「島くらしデジタル化推進基本計画」を策定するものである。計画策定にあたっては、住民の生活実態や地域課題を出発点とし、離島特有の地理的条件等に起因する不便性の解消を図るため、住民生活の中で特に不便性や課題が大きく、デジタル技術の活用による改善効果が期待される分野を特定するとともに、課題解決に向けた取組の方向性を整理するものとする。また、各課が所管する関連個別計画との整合性及び連携性を確保し、庁内横断的な視点による持続可能な地域づくりを推進することを目的とする。また、本業務は単なるデジタル化の導入に留まらず、地域特性や住民ニーズを踏まえた実効性の高い施策立案及び将来的な段階的実装につながる計画策定を重視するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

島くらしデジタル化推進基本計画策定業務（令和 8 年度）（以下、「本業務」という）

(2) 業務内容

別紙「島くらしデジタル化推進基本計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 契約方法

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約により契約を締結する。

4 事務局

本業務における担当部署及び企画提案書等の提出先は次のとおりとする。

【担当部署】

南大東村役場総務課

【所在地】 〒901-3895 沖縄県島尻郡南大東村字南144番地1

【担当者】 大村、星野、濱川

【連絡先】 電話:098-022-2001

【メールアドレス】 info@vill.minamidaito.okinawa.jp

5 スケジュール

(1) 実施要領公表

令和8年6月5日(金)

(2) 質問受付期限

令和8年6月9日(火) 午後5時厳守

(3) 質問回答日

令和8年6月11日(木)

(4) 参加表明書提出期限

令和8年6月15日(月) 午後5時厳守

(5) 企画提案書提出期限

令和8年6月25日(木) 午後5時厳守

(6) 第一次審査

令和8年6月26日(金)

(7) 第二次審査(プレゼン)

令和8年7月2日(木) 【予定】

(8) 選定結果通知

令和8年7月7日(火) 【予定】

(9) 契約締結予定

令和8年7月10日(金) 【予定】

6 参加資格要件

参加者は、広告日時点において、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立て中でない者
- (3) 暴力団又は暴力団員と関係を有しない者
- (4) 本業務を円滑に遂行できる実施体制及び専門的知識を有する者
- (5) 過去3年間に同種又は類似業務の実績を有する者
- (6) 過去3年以内に重大な法令違反又は行政処分を受けていない者

7 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書(様式第4号)を電子メールにより提出すること。

※電話及び口頭による質問は受け付けない。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、参加表明者全員への電子メールにより行う。

なお、回答内容は本要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。

8 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・会社概要書（様式第2号）
- ・類似業務実績書
- ・誓約書（様式第3号）
- ・その他必要書類

(2) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、持参は土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、郵送は書留郵便（レターパック可）で、提出期限までに必着のこと。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

正本1部、副本10部、電子データ（PDF）

イ 見積書

本業務の一式についての見積りを提出すること（任意様式）。

① 積算内訳を次の区分ごとに積算内容を明記すること。

- ・人件費
- ・事務費
- ・一般管理費

② 消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

また、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

(2) 企画提案書記載事項

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容又はより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本産業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。頁数を打つこと。

番号	項目	記載すべき事項
1	業務理解	本業務の目的、離島地域における課題認識及び基本的な考え方
2	実施方針	住民起点のデジタル化に対する考え方及び全体方針
3	現状調査・分析	アンケート、ヒアリング、データ分析等の実施方法
4	課題整理・施策検討	課題抽出手法、重点施策整理及び優先順位付けの考え方
5	個別計画との整合性	各課が所管する関連個別計画との整合性及び庁内横断的な整理手法

6	実施体制	業務責任者、担当者配置、役割分担及び支援体制
7	実施スケジュール	工程管理及び進行管理方法
8	提案内容	独自提案、創意工夫、将来的な実装可能性に関する提案
9	リスク管理	個人情報保護、情報管理、進行遅延等への対応策
10	業務実績	類似業務、自治体デジタル化/DX、計画策定等の実績
11	地域理解	離島地域特性、住民生活環境及び地域課題への理解
12	価格提案	見積額の妥当性、積算根拠及び費用対効果に関する考え方
13	その他	その他有益な提案事項

10 審査方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして二段階審査方式で実施する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとし、選定委員会において審査する。

(1) 一次審査（書類審査）

一次審査は、評価基準に基づき、点数化し評価点の上位3社程度を一次審査通過者とする。また、1社のみでの参加の場合においても実施するものとし、この場合企画提案書提出後早期にプレゼンテーション審査を行うものとする。時期については本村より事前に通知するものとする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者を対象にプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。評価基準に基づき、プレゼンテーションは見積価格及び企画提案書の内容と照らし合わせながら審査し、評価点を算出する。

なお、プレゼンテーションにおいては、パワーポイント等プレゼンテーションソフトの使用を認める。

ア 実施日（予定）

令和8年7月2日（木） 60分間

会場等の詳細については、一次審査結果とともに、通過者に文書にて通知する。

イ 使用機材

プロジェクター、スクリーンは本村が準備する。

ウ 時間配分

① プレゼンテーション 45分間（時間配分は任意とする。）

② 質疑応答 15分間

エ 受託業者の選定

受託業者は、二次審査の評価点の合計点が最も高い者とする。なお、一次審査の結果は各社宛てにメールで通知し、二次審査の選考結果は、各社宛てに文書で通知する。

オ その他

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合、総合的に評価し交渉権者として認めない場合もある。

11 評価基準

評価項目	配点
------	----

業務理解度	5点
実施方針	5点
現状調査・分析	5点
課題整理・施策検討	10点
個別計画との整合性	5点
実施体制	5点
実施スケジュール	5点
提案内容・独創性	5点
リスク管理	5点
地域理解	10点
業務実績	20点
価格評価	20点
合計	100点

1.2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・提出期限後に提出された場合
- ・虚偽記載が判明した場合
- ・提案上限額を超えた場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・選定委員への不当接触があった場合
- ・その他本要領に違反した場合

1.3 選定結果の通知及び公表

審査結果は、全提案者へ通知するとともに、本村ホームページで公表する場合がある。
 なお、審査内容及び選定理由に関する問い合わせには応じない。

1.4 契約に関する事項

受託候補者と仕様内容等について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
 なお、協議が不調となった場合は、次順位者と協議を行う場合がある

1.5 その他事項

その他事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、「辞退届」（任意様式）を提出すること。
- (3) 本業務へ参加するために要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は、認めないものとする。
- (5) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

以上